

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2024年10月4日
【中間会計期間】	第40期中(自 2024年2月21日 至 2024年8月20日)
【会社名】	パレモ・ホールディングス株式会社
【英訳名】	PALEMO HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福井 正弘
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区名駅五丁目27番13号 名駅錦橋ビル6階
【電話番号】	052（581）6800
【事務連絡者氏名】	執行役員管理担当兼経理管理部長 笹野 信行
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区名駅五丁目27番13号 名駅錦橋ビル6階
【電話番号】	052（581）6800
【事務連絡者氏名】	執行役員管理担当兼経理管理部長 笹野 信行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第39期 中間連結会計期間	第40期 中間連結会計期間	第39期
会計期間	自 2023年2月21日 至 2023年8月20日	自 2024年2月21日 至 2024年8月20日	自 2023年2月21日 至 2024年2月20日
売上高 (千円)	8,412,505	7,834,618	15,941,204
経常利益 (千円)	437,413	249,824	336,402
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益 (千円)	508,974	105,332	411,775
中間包括利益又は包括利益 (千円)	508,974	105,332	411,775
純資産額 (千円)	1,739,876	1,733,357	1,642,632
総資産額 (千円)	8,925,544	7,962,247	8,426,469
1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	42.32	8.76	112.24
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	35.05	7.25	34.24
自己資本比率 (%)	19.3	21.6	19.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	415,354	88,650	565,808
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△48,558	△27,452	△80,717
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△584,677	△499,722	△584,751
現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高 (千円)	2,826,840	2,506,537	2,945,061

(注) 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加などにより景気は緩やかな回復基調となりました。その一方で、中東・ウクライナなどの地政学リスクの長期化や不安定な為替変動のほか、原材料価格の高騰による物価上昇や金利の上昇など、依然として景気の先行きは不透明な状況が継続しております。

当社グループが属する専門店業界におきましては、コロナ禍を経て、サステナビリティの観点からもシーズンレス商品を増やすことで、気候変動に対応した品揃えにシフトし在庫抑制を図るなど、過剰供給への対応が進む傾向となりました。また、消費行動はリアル店舗での購買が回復し、店頭販売だけでなく、OMO（デジタルとリアルの融合）対策としてのSNS活用の必要性も高まり、人材の確保と育成が課題となっております。

このような環境の中、当社グループにおきましては、コロナ後の社会情勢の変化や当社が属する専門店業界を取り巻く競争状況の変化も踏まえ、新たな3カ年の「新中期経営計画」に取り組むことで、安定的な収益の2本柱体制（アパレル、雑貨）を確立させるとともに、成長モデルの再構築に向けた取り組みを推し進めるなど、企業価値の向上を目指しております。

当中間連結会計期間におきましては、全体的に高めの気温推移となり、西日本中心に年間猛暑日最多記録を更新するなど、全国的な猛暑となりましたが、6月の梅雨前線と8月の台風の影響から大雨となる地域も見られ、客数が伸び悩む傾向となりました。アパレルにおきましては、猛暑効果によりカットソーやプラウスなどの夏・盛夏物商品の販売が拡大したほか、雑貨におきましても、300円均一雑貨ショップの「イルシー300」で、紫外線防止対策や冷感素材などの機能性商品を中心に猛暑対応の夏シーズン商品が販売好調となり、既存店売上高前年比も上昇傾向となりました。しかしながら、消費者の節約志向の高まりや前年の新型コロナ感染症5類移行後の外出需要拡大の反動もあり、期間累計では既存店前年の売上高には届かない状況となりました。

以上のような状況から、全社の既存店売上高前年比は、96.1%となりました。店舗の出退店におきましては、新規に2店舗を出店し、15店舗を退店した結果、当中間連結会計期間末の店舗数は、264店舗となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は78億34百万円（前年同期比6.9%減）、営業利益2億62百万円（前年同期比42.2%減）、経常利益は2億49百万円（前年同期比42.9%減）、親会社株主に帰属する中間純利益につきましては、営業活動から生じる損益が継続して赤字であり、その固定資産簿価を回収できないと判断した店舗について、1億43百万円の減損損失を計上したことにより1億5百万円（前年同期比79.3%減）となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当中間連結会計期間末の総資産は79億62百万円となり、前連結会計年度末に比べ4億64百万円減少しました。これは主に、季節的要因による預け金2億61百万円が増加したものの、現金及び預金4億38百万円の減少、減損損失の計上等による建物（純額）1億46百万円、工具、器具及び備品（純額）27百万円の減少によるものであります。

(負債)

当中間連結会計期間末の負債は62億28百万円となり、前連結会計年度末に比べ5億54百万円減少しました。これは主に、借入金4億85百万円の返済によるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末の純資産は17億33百万円となり、前連結会計年度末に比べ90百万円増加しました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益の計上に伴う利益剰余金1億5百万円の増加によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末残高に比べ4億38百万円減少し、25億6百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、88百万円の収入（前中間連結会計期間は4億15百万円の収入）となりました。これは、主に売上債権2億94百万円の増加があったものの、税金等調整前中間純利益89百万円の計上に加え、減価償却費92百万円及び減損損失1億43百万円の非資金項目の調整によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、27百万円の支出（前中間連結会計期間は48百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出28百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、4億99百万円の支出（前中間連結会計期間は5億84百万円の支出）となりました。これは主に、借入金の返済による支出4億85百万円によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財政上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,350,000
A種優先株式	10,000
計	27,360,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年8月20日)	提出日現在 発行数(株) (2024年10月4日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,051,384	12,051,384	東京証券取引所 スタンダード市場 名古屋証券取引所 メイン市場	単元株式数100株であります。
A種優先株式	265	265	—	単元株式数1株であります。 (注)
計	12,051,649	12,051,649	—	—

(注) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当

ア 当社は、剩余金の配当を行うとき(配当財産の種類を問わない。)は、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の1株あたりの払込金額1,000,000円(以下「A種配当基準額」という。)及び前事業年度に係る配当後のA種累積未払配当金(後記イにおいて定義される。)の合計額に対し、A種優先配当年率を5.5%として、当該基準日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの期間につき月割計算(但し、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、1円未満の端数は、四捨五入するものとする。)により算出される額(以下「A種優先配当金」という。)の配当をする(以下「A種優先配当」という。)。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、かかる配当済みのA種優先配当の累積額を控除した額をA種優先配当として支払う。

イ 累積

A種優先株式発行事業年度以降のある事業年度におけるA種優先株式1株あたりの剩余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、A種優先株式1株あたりの不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、A種累積未払配当金がある場合に剩余金の配当を行うとき(配当財産の種類を問わない。)は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、上記アに基づくA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対する剩余金の配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剩余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につき、A種累積未払配当金を剩余金の配当として支払う。

ウ 非参加

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、上記ア及びイに基づく剩余金の配当以外に剩余金の配当を行わない。

エ A種配当基準額の調整

A種配当基準額は、次に定めるところに従い調整する。

- ① A種優先株式の分割又は併合が行われたときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後のA種優先株式の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前のA種優先株式の発行済株式総数で除した数をいい、以下同様とする。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{A種配当基準額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当を含む。)を行ったときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、次の算式中の「既発行A種優先株式数」は、当該発行又は処分の時点で当社が保有する自己株式(A種優先株式に限る。)の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行A種優先株式数」は、「処分する自己株式(A種優先株式に限る。)の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後 A種配当基準額} = \frac{\frac{\text{既発行 A種優先株式数}}{\text{既発行 A種優先株式数}} \times \frac{\text{調整前 A種配当基準額}}{\text{既発行 A種優先株式数}} + \frac{\text{新発行 A種優先株式数}}{\text{既発行 A種優先株式数}} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行 A種優先株式数}}}{\text{既発行 A種優先株式数} + \text{新発行 A種優先株式数}}$$

- ③ ①及び②に基づく調整後A種配当基準額の算出において発生する1円未満の端数は、四捨五入するものとする。

(2) 残余財産の分配

ア 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、次の①及び②を合計した額(以下「A種残余財産分配額」という。)を残余財産の分配として支払う。

- ① A種配当基準額
② A種累積未払配当金

イ 非参加

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種残余財産分配額を超えて残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、すべての株主を構成員とする株主総会において議決権を有しないものとし、A種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(4) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該A種優先株主に対し、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、A種配当基準額及びA種累積未払配当金の合計額を交付するものとする。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権)

A種優先株主は、いつでも、当社に対して、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該A種優先株主に対し、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、以下に定める数の当社の普通株式を交付するものとする。

ア 取得と引換えに交付する普通株式の数

- (a) A種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{取得と引換えに交付}}{\text{すべき普通株式の数}} = \frac{\text{A種優先株主が取得の請求をした}}{\text{A種優先株式の払込金額の総額}} \times \frac{1}{\text{取得価額}}$$

- (b) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとし、この場合においては、1株を交付する。

イ 当初取得価額

取得価額は、当初、109円とする。

ウ 取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割の場合には株式の分割に係る基準日の翌日以降、また株式無償割当ての場合には株式無償割当ての効力が生ずる日をもって(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって(株式の併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降)、次の算式により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 調整前の取得価額を下回る金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数})}{\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1\text{株あたり}}{\text{普通株式の数}} \times \frac{\text{払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、係る株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」として係る価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、係る新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、係る新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①及び②のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交付、株式移転、会社分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 前①のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際して計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。
- (6) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)
- 当社は、いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、A種優先株式の全部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して、A種優先株式1株につき、A種配当基準額及びA種累積未払配当金の合計額に相当する額の金銭を交付するものとする。この場合、当社は、当該取締役会の開催日の30日前までに、当該A種優先株主に対して、A種優先株式の取得を予定している旨及び取得を予定しているA種優先株式の数を通知する。
- (7) 株式の併合又は分割等
- 当社は、株式の併合若しくは分割をするとき、募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、A種優先株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。
- (8) 謙渡制限
- 謙渡によるA種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年8月20日	—	普通株式 12,051,384 A種優先株式 265	—	100,000	—	100,000

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2024年8月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266-1	2,087	17.4
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	491	4.1
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目4-10	355	3.0
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4-2	299	2.5
トラストワークスプランニング株式会社	大阪府大阪市西区西本町1丁目2番1号AXIS本町ビル	285	2.4
内藤 征吾	東京都中央区	280	2.3
花井 恭雄	愛知県知多郡東浦町	200	1.7
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10号	181	1.5
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング	172	1.4
パレモ従業員持株会	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目27番13号名駅錦橋ビル6階	171	1.4
計	—	4,525	37.6

(注) 1. 2022年6月に発行したA種優先株式が含まれております。

2. A種優先株式を有する株主は、当社の株主総会における議決権を有しておりません。

3. A種優先株式は、近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合が全株所有しておりましたが、2024年4月30日付で同社から株式会社西松屋チェーンに全株が譲渡されております。

所有議決権数別

2024年8月20日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権数 に対する 所有議決権数 の割合(%)
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266-1	20,872	17.5
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	4,914	4.1
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目4-10	3,550	3.0
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4-2	2,993	2.5
トラストワークスプランニング株式会社	大阪府大阪市西区西本町1丁目2番1号AXIS本町ビル	2,858	2.4
内藤 征吾	東京都中央区	2,807	2.3
花井 恭雄	愛知県知多郡東浦町	2,000	1.7
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10号	1,817	1.5
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング	1,728	1.4
パレモ従業員持株会	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目27番13号名駅錦橋ビル6階	1,711	1.4
計	—	45,250	37.9

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年8月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 265	—	「A種優先株式の内容は「(1)株式の総数等 (2)発行済株式(注)」に記載のとおりであります。」
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 24,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,945,800	119,458	—
単元未満株式	普通株式 80,784	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	12,051,649	—	—
総株主の議決権	—	119,458	—

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式8株が含まれております。

② 【自己株式等】

2024年8月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) パレモ・ホールディングス株式会社	名古屋市中村区名駅五丁目27番13号 名駅錦橋ビル6階	24,800	—	24,800	0.21
計	—	24,800	—	24,800	0.21

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年2月21日から2024年8月20日まで)に係る中間連結財務諸表について、五十鈴監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年2月20日)	当中間連結会計期間 (2024年8月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,945,061	2,506,537
売掛金	161,647	194,272
預け金	613,940	875,356
商品	1,648,788	1,587,956
貯蔵品	21,812	21,119
1年内回収予定の差入保証金	183,730	125,947
その他	56,865	40,137
流動資産合計	5,631,845	5,351,327
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	684,668	537,759
工具、器具及び備品（純額）	88,414	60,711
有形固定資産合計	773,082	598,471
無形固定資産		
ソフトウエア	33,867	20,478
ソフトウエア仮勘定	-	11,000
その他	541	541
無形固定資産合計	34,409	32,019
投資その他の資産		
投資有価証券	4,800	4,800
長期前払費用	19,264	14,773
差入保証金	1,852,109	1,828,150
繰延税金資産	114,696	136,495
その他	116	64
貸倒引当金	△3,855	△3,855
投資その他の資産合計	1,987,131	1,980,428
固定資産合計	2,794,623	2,610,920
資産合計	8,426,469	7,962,247

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年2月20日)	当中間連結会計期間 (2024年8月20日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	699,047	567,508
電子記録債務	1,779,281	1,811,307
設備関係電子記録債務	4,279	11,253
短期借入金	※1 1,875,991	※1 1,472,622
1年内返済予定の長期借入金	※2 1,041,473	※2 959,757
未払金	136,155	104,635
未払費用	473,415	479,241
未払法人税等	12,855	6,212
未払消費税等	36,287	89,332
預り金	89,506	116,680
賞与引当金	42,800	43,682
資産除去債務	52,101	33,904
その他	3,120	7,304
流動負債合計	6,246,314	5,703,443
固定負債		
資産除去債務	528,968	517,330
長期未払金	8,554	8,115
固定負債合計	537,522	525,446
負債合計	6,783,836	6,228,889
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	2,234,642	2,220,067
利益剰余金	△700,098	△594,766
自己株式	△5,077	△5,110
株主資本合計	1,629,466	1,720,190
新株予約権	13,166	13,166
純資産合計	1,642,632	1,733,357
負債純資産合計	8,426,469	7,962,247

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年2月21日 至 2023年8月20日)	当中間連結会計期間 (自 2024年2月21日 至 2024年8月20日)
売上高	8,412,505	7,834,618
売上原価	4,009,778	3,701,246
売上総利益	4,402,727	4,133,372
販売費及び一般管理費	※ 3,948,602	※ 3,870,975
営業利益	454,124	262,396
営業外収益		
受取利息	9	43
仕入割引	1,614	1,397
債務勘定整理益	4,511	4,913
その他	627	580
営業外収益合計	6,762	6,934
営業外費用		
支払利息	20,700	19,238
支払手数料	30	30
その他	2,742	239
営業外費用合計	23,473	19,507
経常利益	437,413	249,824
特別利益		
受取補償金	83,000	2,496
特別利益合計	83,000	2,496
特別損失		
固定資産処分損	4,233	6,506
減損損失	20,177	143,967
賃貸借契約解約損	1,956	12,101
特別損失合計	26,367	162,575
税金等調整前中間純利益	494,046	89,746
法人税、住民税及び事業税	6,499	6,212
法人税等調整額	△21,428	△21,799
法人税等合計	△14,928	△15,586
中間純利益	508,974	105,332
親会社株主に帰属する中間純利益	508,974	105,332

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年2月21日 至 2023年8月20日)	当中間連結会計期間 (自 2024年2月21日 至 2024年8月20日)
中間純利益	508,974	105,332
中間包括利益	508,974	105,332
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	508,974	105,332
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年2月21日 至 2023年8月20日)	当中間連結会計期間 (自 2024年2月21日 至 2024年8月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	494,046	89,746
減価償却費	114,118	92,293
減損損失	20,177	143,967
長期前払費用償却額	8,356	6,404
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△60	-
賞与引当金の増減額（△は減少）	800	882
受取利息及び受取配当金	△9	△43
支払利息	20,700	19,238
支払手数料	30	30
受取補償金	△83,000	△2,496
補助金収入	△5	-
固定資産処分損益（△は益）	3,823	3,471
売上債権の増減額（△は増加）	△359,628	△294,041
棚卸資産の増減額（△は増加）	△86,267	61,524
仕入債務の増減額（△は減少）	248,046	△99,513
その他	△5,302	105,970
小計	375,825	127,434
利息及び配当金の受取額	9	43
利息の支払額	△31,660	△28,468
雇用調整助成金の受取額	1,170	-
補償金の受取額	83,000	2,496
補助金の受取額	5	-
法人税等の支払額	△13,327	△12,855
法人税等の還付額	330	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	415,354	88,650
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△35,905	△28,302
無形固定資産の取得による支出	△508	△13,476
従業員に対する貸付金の回収による収入	263	207
長期前払費用の取得による支出	△9,996	△2,753
差入保証金の差入による支出	△58,936	△23,421
差入保証金の回収による収入	102,598	88,526
その他	△46,074	△48,232
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48,558	△27,452
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△474,009	△403,369
長期借入金の返済による支出	△96,027	△81,716
配当金の支払額	△14,578	△14,575
支払手数料の支払額	△30	△30
自己株式の取得による支出	△33	△32
財務活動によるキャッシュ・フロー	△584,677	△499,722
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△217,881	△438,523
現金及び現金同等物の期首残高	3,044,721	2,945,061
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,826,840	※ 2,506,537

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※1 当座貸越契約

当社グループは、手元資金を厚く保持し財務基盤の安定性をより一層高めるため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりあります。

	前連結会計年度 (2024年2月20日)	当中間連結会計期間 (2024年8月20日)
当座貸越極度額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	500,000	500,000

※2 財務制限条項

借入金のうち次の金額には純資産及び利益について次のとおり財務制限条項が付されております。

- (1) 2019年2月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年2月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- (2) 2019年2月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

なお、前連結会計年度末において上記財務制限条項に抵触しておりますが、金融機関から期限の利益喪失の権利行使猶予に対する同意を得ております。

	前連結会計年度 (2024年2月20日)	当中間連結会計期間 (2024年8月20日)
1年内返済予定の長期借入金	156,853千円	130,773千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年2月21日 至 2023年8月20日)	当中間連結会計期間 (自 2024年2月21日 至 2024年8月20日)
役員報酬及び給料手当	1,599,847千円	1,623,305千円
賞与引当金繰入額	22,400	43,682
退職給付費用	17,178	16,910
賃借料	1,101,839	1,032,451

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年2月21日 至 2023年8月20日)	当中間連結会計期間 (自 2024年2月21日 至 2024年8月20日)
現金及び預金	2,826,840千円	2,506,537千円
現金及び現金同等物	2,826,840	2,506,537

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年2月21日 至 2023年8月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年5月18日 定時株主総会	A種優先株式	14,575	55,000	2023年2月20日	2023年5月19日	資本剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年2月21日 至 2024年8月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年5月16日 定時株主総会	A種優先株式	14,575	55,000	2024年2月20日	2024年5月17日	資本剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは、小売事業のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年2月21日 至 2023年8月20日)	当中間連結会計期間 (自 2024年2月21日 至 2024年8月20日)
小売事業	8,322,307	7,748,371
店舗	7,912,992	7,357,239
アパレル	3,551,320	3,273,085
雑貨	4,361,671	4,084,154
F C	134,109	100,368
E C	275,205	290,763
その他	90,197	86,247
顧客との契約から生じる収益	8,412,505	7,834,618

(注) 「その他」の区分は、納品代行業務であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年2月21日 至 2023年8月20日)	当中間連結会計期間 (自 2024年2月21日 至 2024年8月20日)
(1) 1 株当たり中間純利益	42円32銭	8 円76銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	508,974	105,332
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	508,974	105,332
普通株式の期中平均株式数(株)	12,027,159	12,026,659
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	35円05銭	7 円25銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	—	—
(うち支払利息(税額相当額控除後)(千円))	—	—
普通株式増加数(株)	2,494,480	2,494,410
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかつた潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があつたものの概要	—	—

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年10月4日

パレモ・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 下津 和也

指定社員
業務執行社員

公認会計士 端地 忠司

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパレモ・ホールディングス株式会社の2024年2月21日から2025年2月20日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年2月21日から2024年8月20日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パレモ・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2024年8月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。